



第706回 《募集型》だいし為替特約付円定期預金のご案内 (ターゲットポイント)

1. 募集条件

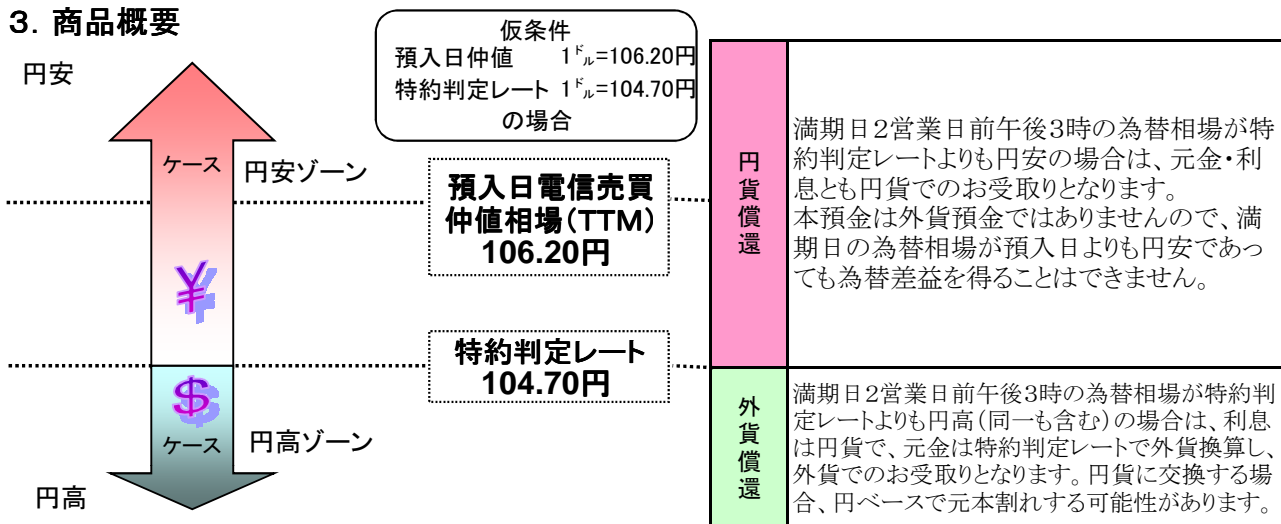
募集期間	2020年9月14日(月) ~ 2020年9月18日(金)
お預入金額	100万円以上、100万円単位
お預入期間	1年
適用利率(年利)	1.000%
(年利税引後)	(税引後 個人0.79685% 法人0.84685%)
お預入日	2020年9月24日(木)
満期日	2021年9月24日(金)
特約判定レート	お預入日の米ドル電信売買仲値相場(TTM)から 1.50円円高の為替レート
判定日	2021年9月21日(火) 東京時間 午後3時

特約判定レート:満期日の払戻通貨を決定する際の基準となる為替レートで、預入日に決定します。

2. 特徴

- ① 本預金は円貨でお預入れいただく円定期預金で、お利息は円でお支払いしますが、判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時の直物為替相場により、元本が米ドルで払い戻しになる可能性があります。
- ② 判定日の東京時間午後3時の直物為替相場が「特約判定レート」より「円安」の場合、元本は「円」で、「円高」(同値の場合も含む)の場合、元本は「米ドル」でのお受取りとなります。
- ③ お客さまは満期時に外貨で払い戻されるリスクを負う代わりに、同期間の通常の円定期預金に比べて有利な金利で運用が可能です。
- ④ 外貨で払い戻される場合は、「特約判定レート」(預入時の為替相場水準より円高に設定)で外貨換算いたします。
- ⑤ 本商品は仕組預金であり、円ベースでの元本割れの可能性があります。

3. 商品概要

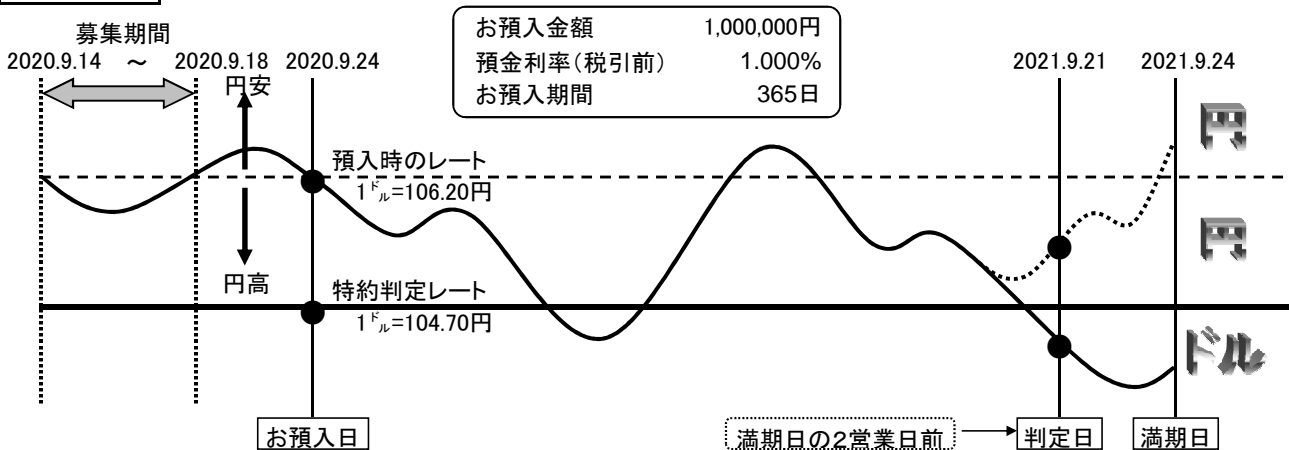


4. 預入方法

- ① この預金は、あらかじめ募集期間を設け、その期間内に所定の方法によりお申込みいただいたものについて、募集最終日の2営業日後をお預入日としてお取扱いします。
- ② 募集型のお預入は口座振替の方法でご指定の口座より自動引落させていただきます。お預入日前日の夜間処理の時点で指定口座の残高が不足している場合、この預金は作成されず、お申込みは取消されたものとして取扱います。
- ③ 募集型のお申込みの取消は、お預入日の前営業日までに、書面により行うものとします。
- ④ この預金は、証書を発行いたしません。お取引内容等は、後日発行される取引報告書にて確認いただきます。郵送をご希望されない場合はお申込みができません。

運用例

※税率20.315%で試算しています



判定日15:00のドル円直物為替相場が「特約判定レート」よりも円安なら元本・利息とも円で払戻しされます。

元本	¥1,000,000	¥
+		
利息 (税引後)	¥7,969	¥
¥1,000,000 × 1.000% × 365 / 365 × 0.79685		

判定日15:00のドル円直物為替相場が「特約判定レート」と同値またはそれ以上の円高なら元本はドルで、利息は円で払戻しされます。

元本	US\$9,551.10	\$
+		
利息 (税引後)	¥7,969	¥

※預入金額(元本)を特約判定レートである1ドル=104.70円で外貨に転換

5. 払戻方法

- ① 満期日2営業日前東京時間午後3時の為替相場を基準とする判定方法により、払戻通貨を決定し、満期日に払戻します。いずれの場合も、指定された円貨もしくは外貨の口座に自動解約のうえ入金します。
 - ② 円貨償還、外貨償還、いずれの場合も、お利息は円貨でお支払いいたします。
 - ③ 特約判定レートの到達判定は、当社が為替情報端末等により確認でき、市場において取引可能なレートを基準とします。
 - ④ 判定日の為替相場が特約判定レートより円安となった場合には円貨での払戻しとなります。
 - ⑤ 判定日の為替相場が特約判定レートと同値またはそれ以上の円高となった場合には外貨でのお受取りとなります（外貨償還）。満期日以降円に交換する際の為替相場が特約判定レートよりも円高であった場合、円ベースで元本割れする可能性があります。
 - ⑥ 外貨でお受取りの場合、円貨への交換レートはTTBレート（当行電信買相場）（注）が適用されます。TTBレートに含まれる為替手数料（片道1米ドルあたり1円）はお客さまのご負担になります。為替手数料の合計金額はお取引金額により異なりますが、1万米ドルを円貨に交換した場合、1万米ドル×1円=1万円がお客さまのご負担になりますので、特約判定レートと同じレートで円貨に交換しても、為替手数料を差し引けば元本割れする場合があります。
- （注）10万米ドル以上の場合は、市場実勢相場を基準に別途決定いたします。
- ⑦ 本預金の金利が、仮に円貨ベースで年利1.0%と表示されていても、外貨償還した場合、為替相場の影響を受ける為、円貨ベースで年1.0%の利回りとなる保証はありません。
 - ⑧ 円貨でお受取りになった場合、約定時の為替相場より円安になっても、円安メリット（為替差益）を享受することはできません。

6. 外貨償還時の想定損失額

○ ドル円相場の最大下落率（過去データ）

過去10年間の米ドル円相場の最大下落率は、以下のとおりです。

計測期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年
最大下落率	12%	15%	16%	22%	26%

※最大下落率：観測期間における、各取引日を起算とした各計測期間の下落率のうち、最大のもの。

- 本預金のお預入期間は1年ですので、本預金の満期日における米ドル円相場が、上記の過去データの最大下落率と同様に、預入日より26%下落したと想定した場合外貨償還となり、償還時の為替相場で円に交換した場合、元本割れする可能性があります。

<損失額の試算例> ※税率20.315%で試算しています

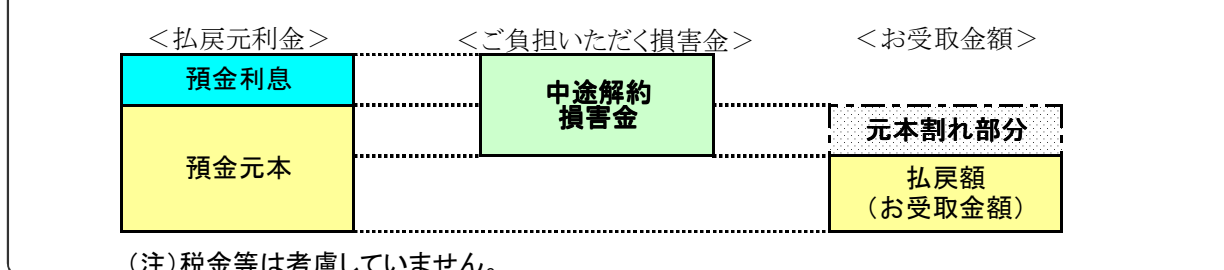
取引条件	預入円貨額:1,000,000円	預入日仲値相場:106.20円	特約判定レート:104.70円
	預金金利:1.00%	預入期間:1年	
償還判定	預入日相場から26%下落した場合の為替相場78.58円 < 特約判定レート104.70円 ⇒ 外貨償還		
払戻金額	9,551.10 ^{ドル}	(1,000,000円 ÷ 104.70円)	
税引後利息	7,969円	(1,000,000円 × 1.00% × 365日 ÷ 365日 × 0.79685)	
円転金額	740,974円	(9,551.10 ^{ドル} × (78.58円 - 1.00円(為替手数料)))	
損失額	(740,974円 - 1,000,000円) + 7,969円 = ▲ 251,057円		
	▲ 251,057円 ÷ 1,000,000円 = ▲ 25.1%		

- 上記の最大下落率は過去10年の実績値であり、この値を超えた下落となる可能性もあります。
○ 上記試算例は、受取外貨額を想定レートで交換した場合の例です。償還金を外貨のままお持ちになり、さらに円高の相場水準で交換した場合、損失額はさらに大きくなる可能性があります。

7. 中途解約について

- 原則として中途解約することはできません。ただし、当行がやむを得ないと認めてこの預金を中途解約する場合は、所定の損害金を申し受けます。
○ 損害金は、中途解約日から満期日までの期間に対応する同条件の預金を新たに調達（再構築）するための、中途解約日時点の市場価格で再計算された再構築コストにより算出されます。
○ 再構築コストは、「為替相場」「為替相場の変動率」「満期日までの残存期間」「市場金利」等の金融指標により算出されます。
○ ターゲットポイントの場合、一般的に「為替相場が円高になる」「為替相場の変動率が大きくなる」「満期までの残存期間が長い」ほど損害金は大きくなります。
○ 損害金が中途解約利息を上回る場合には、お受取金額が預金元本を下回り、大きく元本割れする可能性があります。
○ 損害金の算出は、中途解約時点での市場実勢相場を使用するため、お申し込み時点で損害金を明示することはできませんが、中途解約に伴う損害金は上記 6 の最大下落率よりも、さらに元本に対して10%以上、上回る可能性があります。なお、市場動向により損害金は上記以上の水準になる可能性もあります。

<損害金のイメージ図>



- 中途解約利率は以下の利率を適用します。
ア. 預入日後6ヶ月未満…中途解約日の普通預金利率
イ. 預入日後6ヶ月以上…約定利率の50%

8. その他の留意事項

- 本預金は、預金保険の対象であり、当行にお預け入れいただいている他の預金保険の対象となる預金等と合算して、元本1,000万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、本預金の利息等については、お預け入れ時における通常の円定期預金（本預金と同一の期間および金額）の店頭表示金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。また、外貨での受取となり、元本を外貨預金口座に入金した後は、預金保険の対象外となります。
- この預金はクーリングオフの対象外です。
- お申込み時に、円および外貨の入金口座をご指定いただきます。外貨普通預金口座を当行にお持ちでない場合には、お申込み時に外貨普通預金口座の開設をお願いします。
- 特約判定レート以上の円高の場合、特約判定レートで外貨額に転換された元本をお受取りいただきますが、為替売買手数料はかかりません。
- 個人の税金：お利息は20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税の適用となります。為替差益は雑所得として総合課税の対象となり確定申告が必要になります。（但し、年収2,000万円以下の給与所得者で、為替差益を含めた雑所得など給与以外の所得の合計が年間20万円以下であれば確定申告は不要です。）
法人の税金：お利息は総合課税として15.315%（国税）が源泉徴収されます。
- この預金は、非課税貯蓄申告制度（マル優）の対象となりません。
- 為替差損益をはじめ会計税務処理については会計士・税理士にご相談ください。
- 自動継続はお取扱していません。
- 満期日2営業日前の払戻通貨確定時までは、通常の為替予約をつけることはできません。
- 本取引の約定の有無が当行におけるお客さまとの取引に影響を与えることはありません。

* 店頭に「商品概要説明書」をご用意してあります。詳しくは、お近くのだいしの窓口までお問い合わせください。

株式会社 第四銀行